

全経簿記1級(会計) 第1問

162 回本試験

1. (オ:企業会計)は、予測される将来の(カ:危険)に備えて(キ:慎重)な判断に基づく(エ:会計処理)を行わなければならないが、(ク:過度)に保守的な(エ:会計処理)を行うことにより、企業の(ケ:財政状態)及び経営成績の(コ:真実)な報告をゆがめてはならない。

164 回本試験

1. 財務諸表には、(カ:損益計算書)及び(キ:貸借対照表)を作成するまでに発生した重要な(ク:後発事象)を注記しなければならない。
(ク:後発事象)とは(キ:貸借対照表)日後に発生した事象で、次期以降の(ケ:財政状態)及び(コ:経営成績)に影響を及ぼすものをいう。

165 回本試験

1. (ア:資本取引)と(イ:損益取引)とを明瞭に区別し、特に(ウ:資本剰余金)と(エ:利益剰余金)とを混同してはならない。
2. (ウ:資本剰余金)は(ア:資本取引)から生じた剰余金であり、(エ:利益剰余金)は(イ:損益取引)から生じた(オ:剰余金)、すなわち(カ:利益)の(キ:留保)額であるから、両者が混同されると、企業の財政状態及び(ク:経営成績)が適正に示されないことになる。従って、例えば、新株発行による(ケ:株式払込剰余金)から(コ:新株発行費用)を控除することは許されない。

166 回本試験

1. (ア:企業会計)は、企業の(イ:財政状態)及び(ウ:経営成績)に関して、(エ:真実)な報告を提供するものでなければならない。
2. (オ:損益計算書)は、企業の(ウ:経営成績)を明らかにするため、一会計期間に属する全ての(カ:収益)とこれに(キ:対応)する全ての(ク:費用)とを記載して(ク:経常利益)を表示し、これに(ケ:特別損益)に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

167 回本試験

1. 企業会計は、その(ア:処理の原則)及び(イ:手続)を每期(ウ:継続)して適用し、みだりにこれを(エ:変更)してはならない。
2. 企業が選択した会計(ア:処理の原則)及び(イ:手続)を每期(ウ:継続)して適用しないときは、同一の(オ:会計事実)について異なる(カ:利益)額が算出されることになり、財務諸表の(キ:期間比較)を困難ならしめ、この結果、企業の(ク:財務内容)に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。
従って、いったん採用した会計(ア:処理の原則)又は(イ:手続)は、(ケ:正当な理由)により(エ:変更)を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて(ウ:継続)して適用しなければならない。
なお、(ケ:正当な理由)によって、会計(ア:処理の原則)又は(イ:手続)に重大な(エ:変更)を加えたときは、これを当該財務諸表に(コ:注記)しなければならない。

168 回本試験

1. 企業会計は、すべての(ア:取引)につき、(イ:正規の簿記)の原則に従って、(ウ:正確)な(エ:会計帳簿)を作成しなければならない。
2. 企業会計は、定められた(オ:会計処理)の方法に従って(ウ:正確)な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の(カ:財務内容)を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の(キ:判断)を誤らせないようにすることにあるから、(ク:重要性)の乏しいものについては、本来の(ケ:厳密)な(オ:会計処理)によらないで、他の(コ:簡便)な方法によることも(イ:正規の簿記)の原則に従った処理として認められる。

169 回本試験

1. 企業会計は、(ア:財務諸表)によって、(イ:利害関係者)に対し必要な会計事実を(ウ:明瞭)に(エ:表示)し(オ:企業の状況)に関する判断を誤らせないようにしなければならない。
2. (カ:貸借対照表)は、企業の(キ:財政状態)を明らかにするため、(カ:貸借対照表)日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、(ク:株主)、債権者その他の(イ:利害関係者)にこれを正しく(エ:表示)するものでなければならない。ただし、(ケ:正規の簿記)の原則に従って処理された場合に生じた(コ:簿外)資産及び(コ:簿外)負債は、(カ:貸借対照表)の記載外におくことができる。

170 回本試験

1. 企業の(ア:財政)に(イ:不利)な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に(ウ:健全)な会計処理をしなければならない。
2. すべての費用および収益は、その(エ:支出)及び(オ:収入)に基づいて計上し、その(カ:発生)した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、(キ:未実現)利益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。前払費用及び(ク:前受)収益は、これを当期の損益計算から(ケ:除去)し、未払費用及び(コ:未収)収益は当期の損益計算書に計上しなければならない。

171 回本試験 165 回同様

172 回本試験

1. 企業会計は、(ア:財務諸表)によって、利害関係者に対し必要な(イ:会計事実)を(ウ:明瞭)に表示し、(エ:企業の状況)に関する(オ:判断)を誤らせないようにしなければならない。
2. (ア:財務諸表)には、重要な(カ:会計方針)を(キ:注記)しなければならない。
(カ:会計方針)とは、企業が、(ア:財務諸表)の作成に当たって、(ク:採用)した(ケ:会計処理)の原則及び(コ:手続)をいう。

(注) (キ:注記)の定義は、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」によっている。

173 回本試験 169 回・170 回同様

174 回本試験

1. 資産は、(ア:流動)資産、固定資産および(イ:繰延)資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、(ウ:有形)固定資産、(エ:無形)固定資産および(オ:投資)その他の資産に分類して記載しなければならない。なお、会社を新規に組織化するための支出である創立費と(カ:開業費)、資金調達のための支出である株式交付費と社債発行費、ならびに(キ:開発費)は(イ:繰延)資産として計上することができる。
2. (ク:株主資本)等変動計算書は、(ク:株主資本)、評価・換算差額等および(ケ:新株予約権)に分類して記載しなければならない。なお、当期純利益金額または当期純損失金額は、(ク:株主資本)のうち、その他(コ:利益剰余金)の中の変動事由として表示しなければならない。

175 回本試験 167 回同様

176 回本試験 170-1・162-1 回同様